

付録

地域イントラネット基盤施設整備事業のQ & A

平成21年6月

地域イントラネット基盤施設整備事業のQ & A 目次

I センター施設及び接続施設

- Q 1 : 民間施設のフロアを借り上げてセンター施設として整備することは可能か。
- Q 2 : 実施主体が所有するサーバをプロバイダ等に設置するサービス（ハウジングサービス）の利用は認められるか。
- Q 3 : 自営で伝送路を構築する場合、補助対象となる伝送路はセンター施設間及びセンター施設と公共施設間のみが対象となるのか。

II アプリケーション関連

- Q 4 : 提供するアプリケーションは複数分野が必要か。
- Q 5 : 学校と接続する場合、教育関係のアプリケーションは必要か。

III その他

- Q 6 : 「学校インターネット実施校」が地域内にある場合、当該校を本事業により接続できるか。
- Q 7 : 入力端末設置のために床上げ工事を行うが、補助対象となるか。
- Q 8 : 補助対象として公共施設等に設置する端末に制限はあるか。
- Q 9 : 設計費は補助対象となるか。
- Q 10 : 公的固定資本の増加を伴う場合とはどのような場合か。
- Q 11 : 過去に補助事業で設置した設備を本補助事業で購入した高機能な設備と交換する場合の留意点は何か。

Q 1 2 : 地方公共団体が実施する場合の地方負担分について、地方債の起債は可能か。

Q 1 3 : 地方公共団体が実施する場合の地方負担分について、過疎地域対策事業債（過疎債）・辺地対策事業債（辺地債）の起債は可能か。

Q 1 4 : 補助事業で整備した行政情報提供システム等で、民間企業のCMを配信することは認められるか。

Q 1 5 : テレビ会議装置を使用した学校間交流システム、行政相談システム及び生涯学習システムに関しては対象外であるが、例外的に補助対象とする場合は、一般的にどのような場合を指すのか。

I センター施設及び公共施設等

Q 1 : 民間施設のフロアを借り上げてセンター施設として整備することは可能か。

A 1 : 当該施設の一部を設置スペースとして借用し、システムの整備目的に沿った形で使用されることが明確に定められていること、補助事業で取得した財産等が取得財産等に関する処分制限期間程度以上に維持されることが長期の賃貸契約、協定書、覚書等により確保されることを条件に整備することは可能である。

Q 2 : 実施主体が所有するサーバをプロバイダ等に設置するサービス（ハウジングサービス）の利用は認められるか。

A 2 : 近隣のプロバイダ等でハウジングサービスを利用する場合は、センター施設へのサーバの設置と位置付けて設置することは可能である。ただし、ハウジングサービスを利用する場合は、改築ができない又は改築のための床上げ工事等を実施しても、実施主体の公的固定資本の増加として計上できない（補助対象外となる。）ことがあり、その場合はセンター施設の整備がなかったものとして取り扱い本事業の対象とはならない場合があるので留意されたい。

Q 3 : 自営で伝送路を構築する場合、補助対象となる伝送路はセンター施設間及びセンター施設と公共施設間のみが対象となるのか。

A 3 : 伝送路の敷設が補助対象となる区間は、センター施設間及びセンター施設と公共施設間であるが、公共施設に準ずる施設、人が集まりやすい施設を接続するための伝送路の敷設も補助対象となる。

ネットワークの構築については、地域内の全ての学校、公民館、図書館及び庁舎等を30Mbps以上の超高速で接続することが望ましい。

なお、センター施設と接続施設には、情報入力用端末又は公衆端末等を設置することが必要（既存の端末を利用することも可）である。

ただし、市町村が都道府県の地域公共ネットワーク（近隣の地方振興局等）に接続し、かつ、経費等合理的な計画である場合は端末等を設置することなく伝送路が補助対象となる（地方振興局等へ接続する必要性を書面により提出していただきます）。

Ⅱ アプリケーション関連

Q 4 : 提供するアプリケーションは複数分野が必要か。

A 4 複数分野のアプリケーションが望ましいが要件ではない。

Q 5 : 学校と接続する場合、教育関係のアプリケーションは必要か。

A 5 : 教育関係アプリケーションが必須というわけではないが、学校を接続する目的を明確にし、システム上も問題が生じないことが必要である。

Ⅲ その他

Q 6 : 「学校インターネット実施校」が地域内にある場合、当該校を本事業により接続できるか。

A 6 : 「学校インターネット実施校」については既に学校の情報化が実施されており、補助事業による当該校へ接続は、原則認められない。

Q 7 : 情報入力用端末設置のために床上げ工事を行うが、補助対象となるか。

A 7 情報入力用端末設置に必要な部分のみの工事を補助対象とする。

Q 8 : 補助対象として公共施設等に設置する端末に制限はあるか。

A 8 補助対象となる端末は、情報入力用端末又は公衆端末等とする。
なお、本事業による情報入力用端末は、原則各課 1 台までとする。
また、人が集まりやすい施設において補助対象となる端末は公衆端末のみである。

Q 9 : 設計費は補助対象となるか。

A 9 例えば交付決定前に行うような基本設計は補助対象とならないが、交付決定後に

行う実施設計は補助対象となる。

Q 1 0 : 公的固定資本の増加を伴う場合とはどのような場合か。

A 1 0 床上げ工事等の公共施設等の改修により、実施主体が所有する財産の価値が増加する場合をいう。

Q 1 1 : 過去に補助事業で設置した設備を本補助事業で購入した高機能な設備と交換する場合の留意点は何か。

A 1 1 過去に補助事業を実施し、送受信装置等の設備を整備している場合、設備の交換は財産の処分制限期間を経過してからとすることが適当であるが、利用可能な設備を財産の処分制限期間内に交換せざるを得ない場合には旧設備を他の施設で有効利用する等補助金適正化法第 2 2 条「財産処分の制限」に抵触しないよう十分留意することが必要である。

Q 1 2 : 地方公共団体が実施する場合の地方負担分について、地方債の起債は可能か。

A 1 2 起債対象となるが都道府県に相談されたい。

本事業については、地方負担の 7 5 % が地方債の起債対象となり、さらに財源対策債 1 5 % の充当が認められ、また、償還年度においては、それぞれ元利償還金の 3 0 %、5 0 % が地方交付税により措置される。

Q 1 3 : 市町村が実施する場合の地方負担分について、過疎地域対策事業債（過疎債）・辺地対策事業債（辺地債）の起債は可能か。

A 1 3 起債対象となる場合があるので都道府県に相談されたい。

対象となった場合は、地方負担分の全額が過疎債・辺地債の起債対象となり、償還年度においては、過疎債は元利償還金の 7 0 %、辺地債は同 8 0 % の額が地方交付税により措置される。

Q 1 4 : 補助事業で整備した行政情報提供システム等で、民間企業の CM を配信することは認められるか。

A 1 4 市町村が地域イントラネット基盤施設整備事業又は地域情報通信基盤整備推進交付金（以下、イントラ事業等）という。）により整備した行政情報提供システム等を活用して民間企業の CM を配信する等の行為（以下、「CM 配信等」という。）は、次の全ての条件を満足する場合に限り補助事業の目的に反しないものと解釈されることから、要綱上の手続きを経ずに実施することが可能である。
ただし、当分の間、条件の適合状況を把握するため CM 配信等の実施状況報告を求めることとする。

なお、これらの条件を満たさないCM配信等の実施は、原則どおり財産処分手続きを要することから、適合性の確認のために必要と考えられる資料の提出を求めること。

- 1 CM配信等によりイントラ事業等の目的遂行に悪影響を与えないこと。
- 2 CM配信等は、必要最小限の範囲で実施されること。
- 3 CM配信等する内容についてあらかじめ定めた基準に従い公共性に十分配慮の上選定すること。
- 4 CM配信等により得られる収入については、原則として、イントラ事業等の維持・管理に要する経費の範囲内とすること。

おって、本運用に疑義がある場合は、個別の事案により判断を要するため、前広に相談されたい。

Q15： テレビ会議装置を使用した学校間交流システム、行政相談システム及び生涯学習システムに関しては対象外であるが、例外的に補助対象とする場合は、一般的にどのような場合を指すのか。

A15 利用について関係機関からなる利用推進協議会等が策定した具体的な「実施計画」があり、システムに係る端末ごとの利用見込みが「週1回以上」あることを想定している。

しかし、平成20年度に実施したシステムの利用状況に関する全国調査では、大多数の事業において、利用が極めて低調であると判明したところ。

現在、システム利用が低調な事業主体に対しては、改善を図るための利用計画を策定させ、その実施状況の報告を定期的に求めている。

当面の間は、この実施状況を点検し、システムの利用状況を見極めることとしつつ、システムの利用状況が改善されたと判断した場合には、一定の条件の下、例外的に補助対象とする方針。